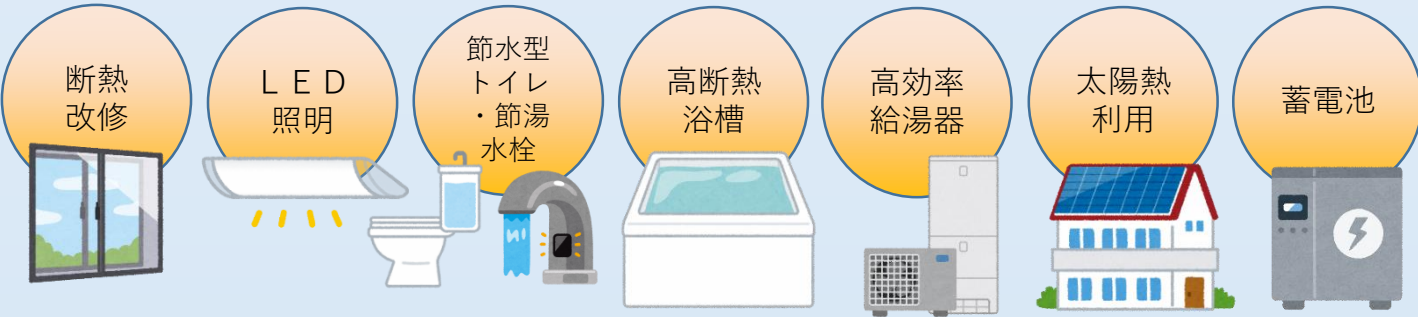


奥州市住宅エコリフォーム支援事業

奥州市では、従来の既存住宅を機能維持・機能向上させるための助成目的から、カーボンニュートラルの実現に向けて行うエコリフォームに対象を絞って経費の一部を補助いたします。



次の全ての要件を満たしている場合に申請できます。

事業要件	<input type="checkbox"/>	市内に存する住宅で、現に居住の用に供しているもの。
	<input type="checkbox"/>	当市が定める基準を満たす断熱改修工事又はエコ住宅設備の設置であること。 ※既存住宅設備を改修してエコ住宅設備にする場合は、既存住宅設備が基準を満たしていないものとする
	<input type="checkbox"/>	施工業者（市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主）による施工であること。
	<input type="checkbox"/>	エコリフォームをする住宅が建築後10年以上を経過している。
	<input type="checkbox"/>	エコリフォームに要する経費（既存設備等の撤去費用を含む。）が30万円以上の額（消費税及び地方消費税の額を除く。）であること。
	<input type="checkbox"/>	補助金の交付の申請時点で未契約及び未着工であること。
	<input type="checkbox"/>	申請年度の2月末日までにエコリフォームが完了し、かつ、代金の支払いが完了する見込みであること。
	<input type="checkbox"/>	申請者又は同居親族がエコリフォームをする住宅の床面積の2分の1以上を所有していること。
	<input type="checkbox"/>	申請者がエコリフォームをする住宅の所在地に住所を有し、かつ、居住を継続しようとしていること。
	<input type="checkbox"/>	申請者及び同居親族が納期の到来した市税を完納していること。
<input type="checkbox"/>	国、県又は市の他の制度による補助を受けていないこと。	
<input type="checkbox"/>	この告示による補助金の交付を受けたことが無いこと。	
補助金額	工事費（税抜き）の1/10（千円未満切捨） ただし、限度額10万円	

お問い合わせ先

（奥州市江刺総合支所2階）都市整備部 都市計画課 住宅係

電話：0197-34-1665

メール：toshikei@city.oshu.iwate.jp

住宅エコリフォーム支援事業の対象工事

開口部の断熱改修

省エネ基準※¹を満たす断熱改修工事であること。

工事内容	対象となる工事の詳細
窓ガラス交換	既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するもの。
内窓設置	既存窓の内側に新たに窓を新設又は既存内窓を取り除き新たな内窓に交換するもの。
外窓交換	既存窓を取り除き新たな窓に交換又は新たに窓を設置するもの。
ドア交換	既存のドア(扉)を取り除き新たなドア(扉)に交換又は新たにドア(扉)を設置するもの。

※¹ 窓ガラス交換は、熱貫流率(Uw値)が1.9以下であること等の一定の基準を満たした製品を使用
内窓設置・外窓交換・ドア交換は、熱貫流率(Uw値)が2.33以下であること等の一定の基準を満たした製品を使用

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

原則として次に掲げるJISに該当し、熱伝導率[W/(m・K)]が0.052以下のノンフロン製品で、性能担保及び品質管理体制についていずれかの類型を満たした製品を使用し、別に定める断熱材最低使用量の基準を満たす断熱改修工事であること。

(該当JIS) A9504 A9511 A9521 A9523 A9526 A5905 A5901 A5914



(性能担保および品質管理体制)

- (1) JIS認証を取得しJISマークが表示されている製品を使用して行う断熱改修工事
- (2) JIS認証を取得していないが、第三者によりJISと同等の性能及び品質管理体制が確認されている製品を使用して行う断熱改修工事
- (3) JISに対し、適切な試験方法と予備試験体数に基づき、JISQ1000又はJISQ17050-1による自己適合宣言が行われ、JISと同等以上の性能及び品質管理体制を有していることを証する資料等(前項の第三者による確認と同程度のものに限る。)の提供を行うことができる製品を使用して行う断熱改修工事

エコ住宅設備の設置

以下の設備を新規※²に導入した工事であること。

工事内容	対象となる工事の詳細
太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JISA4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有するものであること(蓄熱槽がある場合にあっては、JISA4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有するものであること)。
LED照明	白熱灯又は蛍光灯からLED照明器具に取り替えるための経費であること。ただし、電球等のみの交換を除き、既存照明機器の交換に限る。
高断熱浴槽	JISA5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有するものであること。
節湯水栓	JISB2061:2017に規定する節湯形の水栓と同等以上の機能を有するものであること。ただし、既存水栓の交換に限る。
蓄電池	定置用リチウム蓄電池のうち、(一社)環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降に登録及び公表されている蓄電システムであること。

工事内容	対象となる工事の詳細
節水型トイレ (掃除しやすい機能を有するもの以外)	次に掲げる製品又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。ただし、既存トイレの交換に限る。 (1) JISA5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」又は「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」 (2) JISA5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」又は「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」 (3) JISA5207:2019又はJISA5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」又は「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」
節水型トイレ (掃除しやすい機能を有するもの)	前項の基準に加え、次の各号のいずれかの基準を満たすものであること。 (1) 総高さ700ミリメートル以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ボウル内が99パーセント以上の除菌性能があると第三者機関により評価されている基準を満たしていること。
ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	JISC9220:2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上（寒冷地仕様にあつては、2.7以上）であること。
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	給湯暖房器にあつては給湯部熱効率が94パーセント以上であること、給湯単能器及び風呂給湯器にあつてはモード熱効率が83.7パーセント以上であること。
潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	油だき温水ボイラーにあつては連続給湯効率が94パーセント以上であること、石油給湯機の直圧式にあつてはモード熱効率が81.3パーセント以上であること、石油給湯機の貯湯式にあつてはモード熱効率が74.6パーセント以上であること。
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	熱源設備が電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムであり、貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKASA705）が102パーセント以上であること。

※2 既存の住宅設備を改修してエコ住宅設備にする場合は、当該既存の住宅設備がこの表に掲げる基準を満たしていないものとする。

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の別に定める対象工事内容ごとの断熱材の最低使用量

施工部分	断熱材の区分※1	断熱材最低使用量（単位：m ³ ）			
		A-1 / A-2 / B / C		D / E / F	
	熱伝導率 (単位：W/m・K)	0.052～0.035		0.034以下	
	住宅種別	戸建住宅	共同住宅	戸建住宅	共同住宅
外壁		6.0	1.7	4.0	1.1
	部分断熱の場合※2	3.0	0.9	2.0	0.6
屋根・天井		6.0	4.0	3.5	2.5
	部分断熱の場合※2	3.0	2.0	1.8	1.3
床		3.0	2.5	2.0	1.5
	基礎断熱の場合	0.9	0.375	0.6	0.225
	部分断熱の場合※2	1.5	1.3	1.0	0.8
	基礎断熱の場合	0.45	0.195	0.3	0.12

断熱材の区分 (A~F)

断熱材の区分※1	熱伝導率 [W/m・K]	断熱材の種類为例
A-1	0.052~ 0.051	吹込み用グラスウール断熱材 (天井用) LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852 吹込み用ロックウール断熱材 (天井用) LFRW2552, LFRW2551, LFRW3051 インシュレーションファイバー断熱材 (ファイバーボード) DIB, DIBP
A-2	0.050~ 0.046	グラスウール断熱材 (通常品) GW10-48, GW10-49, GW10-50 グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG10-46, GWHG10-47 吹込み用グラスウール断熱材 (天井用) LFGW2050 吹込み用ロックウール断熱材 (天井用) LFRW2547
B	0.045~ 0.041	グラスウール断熱材 (通常品) GW12-45, GW16-45, GW20-42 グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG10-43, GWHG10-45, GWHG12-43 ロックウール断熱材(LA、LB、LC) RWLA,RWLB,RWLC 吹込み用ロックウール断熱材 (天井用) LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045 ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (4号) EPS4 ポリエチレンフォーム断熱材 (1種1号、2号) PE1.1, PE1.2
C	0.040~ 0.035	グラスウール断熱材 (通常品) GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36 グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG16-38, GWHG24-35, GWHG24-36, GWHG32-35, GWHG20-35 ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB インシュレーションファイバー断熱材 (ファイバーマット) IM 吹込み用グラスウール断熱材 (屋根・床・壁用) LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036 吹込み用ロックウール断熱材 (天井用) LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039 吹込み用ロックウール断熱材 (屋根・床・壁用) LFRW6038 ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (2号、3号) EPS2, EPS3 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (1種) XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC ポリエチレンフォーム断熱材 (2種) PE2 吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040 フェノールフォーム断熱材 (2種1号、3種1号) PF2.1A, PF3.1A フェノールフォーム保温板 (3種1号) PF-B-3.1 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (A種3) NF3
D	0.034~ 0.029	グラスウール断熱材 (通常品) GW80-33, GW96-33 グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-33, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33 ロックウール断熱材 RWHC ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (1号) EPS1 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (2種) XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC ポリエチレンフォーム断熱材 (3種) PE3 フェノールフォーム断熱材 (2種2号) PF2.2A I, PF2.2A II 硬質ウレタンフォーム断熱材 (1種) PUF1.1 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (A種1、2) NF1, NF2
E	0.028~ 0.023	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (3種) XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC フェノールフォーム断熱材 (2種3号) PF2.3A 硬質ウレタンフォーム断熱材 (1種、2種、3種) PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (A種1H、2H) NF1H, NF2H
F	0.022以下	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (3種) XPS3aD, XPS3bD フェノールフォーム断熱材 (1種1号、2号、3号) PF1.1A, PF1.2C, PF1.2D, PF1.2E, PF1.3B フェノールフォーム保温板1種2号 PF-B-1.2 硬質ウレタンフォーム断熱材 (2種) PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F

※1 JIS A 5901:2018で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、および、JIS A 5914で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種 b※2)、KT-N(1種 b※2)については、断熱材区分 A-1~C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。また KT-K(3種 b※2)、KT-N(3種 b※2)については、断熱材区分 D と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分 A-1~C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A 9521:2022で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

住宅エコリフォーム支援事業 手続きの流れ

申請者	フロー	奥州市	
①工事を依頼しようとする業者に見積を依頼し、工事内容を確定			
②補助金交付申請書の提出	➡		③申請書の受理
			④審査
⑥補助金交付決定通知書を受領	⬅		⑤補助金交付決定通知書の送付
⑦契約・工事着手			
⑧工事内容に変更が生じた場合 ・変更承認申請書の提出	➡		・変更承認申請書の受理
・変更承認通知書を受領 ・工事変更契約・着手	⬅		・審査 ・変更承認通知書の送付
⑨工事完了・工事代金支払			
⑩完了報告書・補助金交付請求書の提出 ※工事終了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに提出	➡		⑪完了報告書・補助金交付請求書の受理
			⑫審査
⑭補助金の受領	⬅		⑬補助金額の確定後、口座振込

《交付申請に必要な書類》②

- 1 (様式第1号) 奥州市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付申請書
- 2 見積書の写し
- 3 工事の設計図書
- 4 現況の写真
- 5 建築年及び所有者が確認できる書類
- 6 改修する製品の性能が分かる書類
- 7 (様式第2号) 奥州市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付申請に係る誓約書及び市税納付状況調査に係る同意書
- 8 その他市長が必要と認める書類

《変更承認申請に必要な書類》⑧

- 1 (様式第5号) 奥州市住宅エコリフォーム支援事業補助金変更(中止)承認申請書
- 2 見積書の写し(事業の変更の場合に限る)
- 3 工事の設計図書(事業の変更の場合に限る)
- 4 その他市長が必要と認める書類

《完了報告・補助金交付請求に必要な書類》⑩

- 1 (様式第7号) 奥州市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付請求書
- 2 (様式第8号) 住宅エコリフォーム完了報告書
- 3 請求書の写し
- 4 領収書の写し
- 5 契約書の写し
- 6 エコリフォームの内容が確認できる工事中写真及び完成写真
- 7 その他市長が必要と認める書類

交付申請時に必要な添付書類等についての説明

No.	書類名	内容説明
1	奥州市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第1号 ・ 申請者 = 所有者（1 / 2 以上持ち分所有） = 見積者 = 契約者 = 支払者となります。
2	見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事内容が確認できること（〇〇一式工事等のような場合には詳細の資料を求めることがあります。） ・ エコリフォーム対象以外の経費を含んだ見積書の場合は、「対象」「対象外」とそれぞれ記載し、合計額も記載してください。 ・ 見積書は写しの添付となります、代表者等の印影が無いものは無効となります。
3	工事の設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全体の平面図、立面図に施工箇所を赤線等で明記し、改修内容も記載してください。ただし、建築時の設計図等が無い場合には簡易的な配置図の添付も可とします。
4	現況の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時の写真はその内容が分かるように撮影したものを提出してください。（例）外壁や天井などの場合には全面となります。 改修前、改修後の写真は同一箇所から撮ったものを提出していただきます。ただし、高所や壁の内部等のように申請時に改修前の写真の提出が困難な場合には、申請箇所がわかる写真を提出いただきます。なお、完了報告時に改修工事前の現況の様子が分かる写真の添付を改修後の写真と併せて提出していただきます。 ・ 複数箇所の壁面などを断熱改修する場合には、その箇所が全て分かる写真の提出が必要となります。 ・ 既設のエコ住宅設備が今回の基準を満たさない設備である場合には新設の取り扱いで補助対象となりますが、既存設備の型式（品番）がわかる写真が必要となります。また、施工箇所全体像（取付しようとする箇所）の写真も必要です。
5	建築年及び所有者が分かる書類 (いずれか一つを添付)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税課税納税通知書及び固定資産税課税明細書の写し（当該年度） ・ 資産証明書又は評価証明書（当該年度） ・ 登記事項証明書（建築年もわかること）
6	改修する製品の性能が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各基準を満たしていることがわかるパンフレットや品質証明書（各社で公開しているホームページ等からダウンロード）を添付してください。
7	奥州市住宅エコリフォーム支援事業補助金交付申請に係る誓約書及び市税納付状況調査に係る同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第2号 ・ 同一事業で国などから補助金の交付を受ける場合には交付対象外となります。 ・ 同意書に記載する氏名は、エコリフォームしようとする建物（住宅）に住んでいる18歳以上の全ての親族（世帯分離を含む。）を記載してください。
8	その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容等により上記以外の書類の提出を求めることがあります。